

北海道喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱（改正後全文）

（趣旨）

第1条 「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

（喀痰吸引等（特定行為）業務の登録申請及び登録）

第2条 法第48条の3第2項又は法附則第27条の規定による申請をしようとする者は、「登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者登録申請書」（別記第1号様式）に、又、次項の規定により喀痰吸引等（特定行為）業務の登録を受けた者であって喀痰吸引等の行為又は法附則第10条に規定する特定行為を追加しようとする者は、「登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者追加登録申請書」（別記第1号様式の5）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

添付する書類は、登録申請をしようとする者にあつては、第一号から第五号まで、喀痰吸引等（特定行為）業務を追加しようとする者にあつては、第一号及び第三号の書類とする（ただし、法附則第27条の規定により申請をしようとするときは、実地研修実施方法書を要しない。）。

なお、法第48条の3第2項又は法附則第27条の規定による申請をしようとする者とは、道が認める場合を除き、届け出る事業所の設置者たる事業者をいう。

- 一 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」（別記第1号様式の2）及び免許証等の写し
- 二 「誓約書」（別記第1号様式の3）
- 三 「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類」（別記第1号様式の4）及び業務方法書、実地研修実施方法書を含む確認書類
- 四 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 五 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（原本）

2 前項の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者登録簿」（別記第2号様式）に登録するとともに、登録者に通知する。

（登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の変更登録及び登録辞退の届出）

第3条 法第48条の5の登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）及び法附則第27条の規定により登録を受けた者（以下「登録特定行為事業者」という。）は、設置者に係る次の第一号から第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、登録に係る次の第七号から第十一号に掲げる事項に変更しようとするときは、遅滞なく「登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者変更登録届出書」（別記第3号様式）を、法第48条の6第1項の規定に基づき、変更内容がわかる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 登録を受けた者の氏名又は名称
- 二 登録を受けた者の住所
- 三 代表者の氏名
- 四 事業所の名称
- 五 事業所の所在地
- 六 法人の寄付行為又は定款
- 七 業務方法書
- 八 喀痰吸引等を行う介護福祉士・特定行為業務従事者の名簿
- 九 喀痰吸引等の実施に係る備品一覧

十 実地研修責任者の氏名

十一 実地研修実施方法書

- 2 登録特定行為事業者が登録喀痰吸引等事業者の登録を受けようとするとき及び登録喀痰吸引等事業者が登録特定行為事業者の登録を受けようとするときは、当該登録業務を行おうとする日の一月前までに「登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者変更登録届出書」（別記第3号様式）に、第2条第1項第一号及び第三号に掲げる書類を添えて知事に提出し、必要な確認を受けなければならない。
- 3 登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者が喀痰吸引等（特定行為）業務を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項の規定に基づき、登録を辞退する日の一月前までに「登録喀痰吸引等（登録特定行為）事業者登録辞退届出書」（別記第3号様式の2）を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による届出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

（登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録の取消し等）

第4条 登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第48条の7の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等（特定行為）業務の停止を命ずることができる。

- 一 法第48条の4各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- 三 法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は、事業者に通知する。

（実地研修修了証交付状況の報告）

第5条 登録喀痰吸引等事業者は、実地研修修了証（別記第1号様式の6）の交付状況について、交付年月日の属する年度の翌年度5月末日までに、当該年度に係る実地研修実施状況報告書（別記第1号様式の7）及び実地研修修了者管理簿（別記第1号様式の8）を提出することにより、知事に報告しなければならない。

（認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録）

第6条 省令附則第5条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第一号、第二号研修対象）」（別記第4号様式）に、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第三号研修対象）」（別記第4号様式の2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し（発行から6ヶ月以内の原本）
- 二 「誓約書」（別記第4号様式の3）
- 三 喀痰吸引等研修の修了証明書の写し

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第一号及び第二号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修修了者）」（別記第5号様式）を、省令別表第三号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第三号研修修了者）」（別記第5号様式の2）に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定証登録簿」（別記第6号様式）に登録する。

- 一 法附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

（認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等）

第7条 認定特定行為業務従事者は、次に掲げる事項に変更があったときは、省令附則第7条の規定に基づき、遅滞なく「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。また、次の第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、既に交付している認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 認定特定行為業務従事者の氏名
- 二 認定特定行為業務従事者の住所
- 三 喀痰吸引等研修を修了した特定行為

2 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(別記第8号様式)を、汚損した場合にあっては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

3 前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第8条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第11条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消・業務停止書」(別記第9号様式)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

- 一 法附則第11条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合
- 二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があった場合
- 三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

3 第1項の規定に基づいて、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者に対し、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(別記第10号様式)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認める場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(別記第10号様式の2)により、施行令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該他の都道府県知事に通知するものとする。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退等)

第9条 認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の一月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

2 省令附則第8条の2第1項の規定による届出をしようとする者は、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者死亡等届出書」(別記第11号様式の2)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 省令附則第8条の2第1項第1号に該当する場合は、認定特定行為業務従事者認定証(原本)及び戸籍抄本(原本)又は失踪を証する資料の写し
 - 二 省令附則第8条の2第1項第2号に該当する場合は、届出者と認定特定行為業務従事者の関係を証する書類(届出者が認定特定行為業務従事者本人の場合は不要)及び医師の診断書等
 - 三 省令附則第8条の2第1項第3号に該当する場合は、判決の確定証明書の写し等
- (登録研修機関の登録申請)

第10条 法附則第13条の規定による申請をしようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、「登録研修機関登録申請書」(別記第12号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（原本）
- 三 「誓約書」（別記第12号様式の2）
- 四 「登録研修機関登録適合書類」（別記第12号様式の3）及び確認書類
- 五 省令附則第14条に規定される業務規程

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第15条第1項及び省令附則第11条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第14条各号のいずれにも該当しないときは、知事は法附則第15条第2項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」（別記第13号様式）に次に掲げる事項を記載して登録するとともに、登録者に通知する。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 事業所の名称及び所在地
- 四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
- 五 喀痰吸引等研修の課程
（登録研修機関の登録の更新等）

第11条 前条第2項の規定により登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、法附則第16条及び施行令附則第6条の規定に基づき、登録又は更新から5年ごとに、5年を経過する一月前までに、「登録研修機関登録更新申請書」（別記第14号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（原本）
- 三 講師の一覧
- 四 講師の氏名及び履歴
- 五 研修に必要な施設、備品一覧、図書目録
- 六 業務規程
- 七 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に関する資料

2 登録研修機関が、前項の規定により更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

3 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第18条の規定に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」（別記第14号様式の2）に変更が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。

4 登録研修機関は、登録された業務規程の内容に変更があったときは、法附則第19条第1項の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、「登録研修機関業務規程変更届出書」（別記第15号様式）に変更が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

第12条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、「研修修了証明書」を交付するものとする。

2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、年度ごとに道に提出するものとする。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

（登録研修機関の休廃止）

第13条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第20条及び省令附則第15条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（別記第16号様式）を、登録を休廃止する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

（適合命令）

第14条 知事は、登録研修機関が法附則第15条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めると

きは、法附則第21条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第15条 知事は、登録研修機関が法附則第17条の規定に違反していると認めるときは、法附則第22条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録研修機関の登録の取消し等)

第16条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第23条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 法附則第14条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法附則第18条から第20条までの規定に違反したとき
- 三 法附則第21条の規定による適合命令又は法附則第22条の規定による改善命令に違反したとき
- 四 法附則第25条において準用する法第17条の規定に違反したとき
- 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は、登録研修機関に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)の変更の届出等)

第17条 改正法附則第14条第1項に定める認定特定行為業務従事者(経過措置対象者)の登録を申請し、改正法附則第14条第2項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・不特定多数の者対象)」(別記第18号様式)又は「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・特定の者対象)」(別記第18号様式の2)が交付され、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(別記第6号様式)に登録された者については、第7条から第9条の規定を準用する。

(公示)

第18条 法第48条の8又は法附則第24条規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 登録をしたとき
- 二 法第48条の6第1項又は法附則第18条の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があったとき
- 三 法第48条の6第2項又は法附則第20条の規定による届出があったとき
- 四 法第48条の7の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等(特定行為)業務の停止を命じたとき
- 五 法附則第23条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

2 前項の公示は、「北海道のホームページ」に掲載して行うものとする。

(帳簿の備付け等)

第19条 法附則第25条において準用する法第17条の規定に基づき、登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告)

第20条 法第48条の9若しくは法附則第25条若しくは法附則第27条第2項において準用する法第19条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第21条 法第48条の9若しくは法附則第25条若しくは法附則第27条第2項において準用する法第20条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち

入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第22条 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

- 一 第2条、第5条、第10条及び第11条において規定する登録、更新等に係る申請書及び添付書類は、永年保存とする。
- 二 前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修に係る関係書類は、5年間保存する。

2 関係書類の保存は、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。

3 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(各種書類の提出方法)

第23条 この要綱の規定により提出する書類(原本を必要とする書類を除く。)は、当該書類に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に関し必要な事項は、「喀痰吸引等業務に係る登録申請手続き等の手引き」に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月7日から適用する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、平成29年6月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、令和3年3月1日から適用する。
- 7 この要綱は、令和5年6月1日から適用する。